預金商品の概要

令和6年9月2日現在

		→ 〒和10年9月2日現住	
1. 商品名	家族信託口口座(有利息型)	家族信託口口座 (無利息型)	
2. 預金種類	普通預金 (有利息型)	普通預金 (無利息型)	
3. 利用対象者	(1) 原則、委託者及び受託者が当金庫営業エリアに居住する個人および法人		
	(2) 委託者の推定相続人全員の意思を持って、家族信託契約を締結できる方		
	(3) 信託契約は、自益信託(委託者と受益者が同一人)とし、信託契約書は、専門		
	家(弁護士、司法書士等)により作成され	たものに限り、最終的に公正証書として契	
	約書を提出できる方		
4. 預入期間	期間の定めはありません。		
5. 預入			
(1)預入方法	随時預入できます。		
(2)預入金額	1円以上		
(3)預入単位	1 円単位		
6. 払戻方法	随時払戻できます。		
7. 利息			
(1)適用金利	変動金利(毎日の店頭表示の利率を適用し		
	ます。)		
(2) 利払方法	年2回(3月・9月)の当金庫所定の日に	お利息はつきません	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	元金に組み入れます。		
(3) 計算方法	毎日の最終残高 1,000 円以上について、不		
(-)	利単位を100円とした1年を365日とする		
	日割計算		
8. 税金	個人のお利息には20%(国税15%、地		
	方税5%)の税金がかかります。(ただし、		
	マル優を利用の場合は除きます。)		
	(注)平成25年1月1日から令和19年		
	12月31日までの間に支払を受ける利		
	子等については、所得税とともに復興特別	_	
	所得税が源泉徴収されるため、20.31		
	5% (国税 1 5. 3 1 5%、地方税 5%)		
	の税金がかかります。		
	・法人は総合課税となります。		
9. 手数料	・口座開設手数料 55,000 円 (消費税込)	・口座開設手数料 55,000 円 (消費税込)	
J • J → 3X/1/1	(口座開設時に必要となります。)	(口座開設時に必要となります。)	
	・変更手数料 33,000 円 (消費税込)	・変更手数料 33,000 円 (消費税込)	
	信託契約書内容の変更(受託者または受益	信託契約書内容の変更(受託者または受益	
	者を変更もしくは交代する場合等)	者を変更もしくは交代する場合等)	
	もと変更もしくは文化する場合等/ ・キャッシュカードによる払い戻し等のあ	・はんしん家族信託専用口座(有利息型)	
	たってはキャッシュカード規定に定める	からの切替の場合、変更手数料として	
	手数料をいただくことがあります。	1,100円(消費税込)をお支払いいただき	
	一丁奴代でいたにくことがめりまり。	1,100円(何其忧込)をわ又払いいたださます。	
		・キャッシュカードによる払い戻し等にあ	
		たってはキャッシュカード規定に定める	
		手数料をいただくことがあります。	

10. 付加でき			
,,,,,			
る特約事項			
11. 中途解約			
時の取扱い			
12. 金利情報	金利はホームページまたは窓口までご照会ください。		
の入手方法			
13. 預金保険	預金保険制度により元本 1,000 万円まで 預金保険制度により全額保護の対象とな		
制度	とその利息が保護の対象になります。(受 る「決済用預金」に該当します。		
	託者ご本人様名義で当金庫に保有する預		
	金と併せて、決済用預金を除くそれらの預		
	金・積金元本を合計して 1,000 万円までと		
	その利息、給付補填金が保護されます。)		
14. 苦情処理	苦情処理措置		
措置 • 紛争解決	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または本部、リスク管理統括部お客さま相		
措置	談担当(9時~17時、電話:042-972-8176)にお申し出ください。		
	紛争解決措置		
	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03		
	-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が		
	設置運営する仲裁センター等ならびに埼玉弁護士会(電話:048-710-566		
	6) が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です		
	ので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客さま		
	相談担当、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)		
	または関東地区しんきん相談所 (9時~17時 電話:03-5524-5671)		
	にお申し出ください。また、お客さまからの上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)		
	または埼玉弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。		
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。そ		
	の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会		
	とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)②当該地		
	域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京		
	三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所		
	にお問合せください。		
15. その他	・公共料金等の自動支払いができます。		
	・総合口座のお取扱いはできません。		
	・インターネットバンキングによるご利用も可能です。		
	・口座開設にあたっては、当金庫所定の審査があり、結果によってはご希望に沿えな		
	い場合もございますので、あらかじめご了承ください。		
	商号等・飯能信用金庫		

商号等:飯能信用金庫